

河内長野市と独立行政法人国立病院機構大阪南医療センターとの 連携に関する協定書

河内長野市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を行い、河内長野市民の保健及び医療等の充実を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、保健及び医療等の全般における連携・交流を推進し、市民が健康で安心して生活できるための救急医療体制を充実させるとともに、相互の保健医療施策の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携協力するものとする。

- (1) 地域医療の推進に関すること
- (2) 母子保健及び健康増進の事業に関すること
- (3) 健康教育及び研修等の連携事業に関すること
- (4) 甲及び乙の職員の相互交流に関すること
- (5) 施設の相互利用に関すること
- (6) その他甲乙双方が必要と認める事業に関すること

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、特段の事情がない限り、1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の6ヶ月前までに協議するものとする。

(その他)

第5条 本協定書に定めのない事項や条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙の両者が協議のうえ定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月27日

甲 住 所 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
氏 名 河 内 長 野 市
市 長 島 田 智 明 印

乙 住 所 大阪府河内長野市木戸東町2番1号
氏 名 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター
院 長 齊 藤 正 伸 印